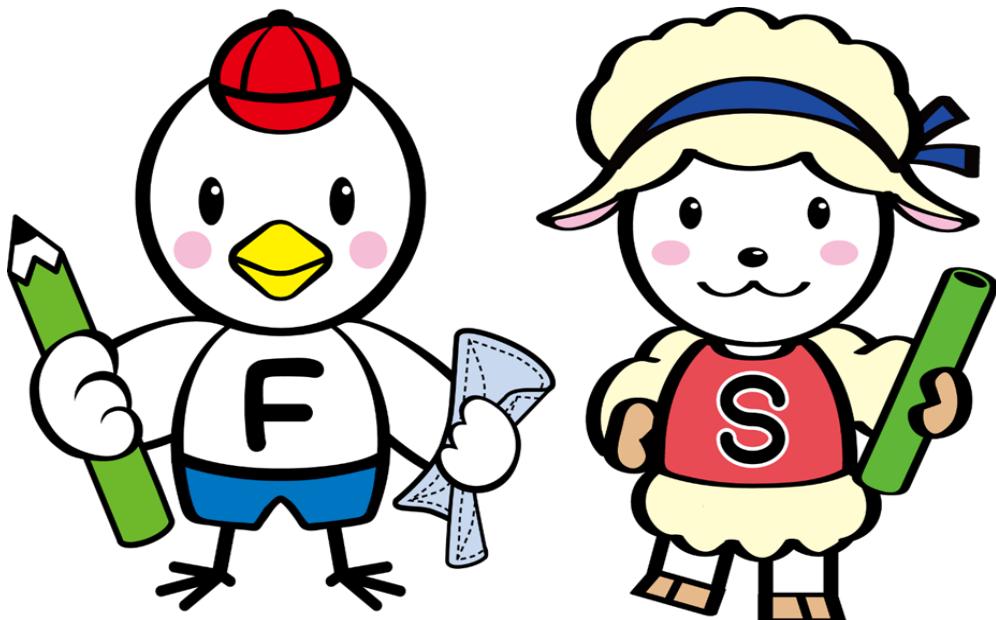


令和8年度採用 福岡市学校生活支援員 (会計年度任用職員)



募集案内

※土日祝日は、学校休業日のため、受付はできません。

育休代替会計年度任用職員

福岡市教育委員会では、福岡市立の小・中学校、高等学校において様々な配慮を必要とする児童・生徒に対して学校生活上の支援などを行う学校生活支援員を募集します。募集内容・応募条件などについては、以下のとおりです。

1 募集概要

- (1) 募集予定校 別紙に記載
(2) 募集受付期間 令和8年2月9日（月）から隨時
※ただし、土日祝日は、学校休業日のため受付はできません。

2 職務の概要

学校生活支援員は、担当教師を援助して、次のような業務にあたります。

- ① 配慮を必要とする児童・生徒や所属する学級に対する学校生活上の支援や、学習活動上の支援
② 児童・生徒の健康や安全確保
③ 運動会(体育会)や学習発表会等学校行事における介助
④ 学級で使用する学習プリントや掲示物などの教材作成の補助 等
※校内での活動を想定した職であり、旅費の発生する校外行事には従事できません。

3 応募資格

学校教育に興味を持っている方で、任用期間を確実に勤務出来る人。教員免許等の資格は、特に必要ありません。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

児童・生徒の家族・親族がいる学校には応募できません。

4 申込手続（申込方法）

所定の申込書に必要事項を記載し、学校へ、事前連絡の上、直接持参してください。

土日祝日は、学校休業日のため受付はできません。(発達教育センターでは受付を行いません)

※ 提出された申込書は一切返却いたしません。

※ 申込書に記入された個人情報は適切に管理し、学校生活支援員用事務以外の使用はいたしません。

5 申込みから採用まで

- (1) 申込みをされた方は、申込んだ学校の学校生活支援員候補者名簿に登録されます。
各学校で、書類選考を行ったうえで面接日等を連絡し、面接試験を行います。
- (2) 学校で行われた面接試験の結果を踏まえ、教育委員会で採用者を決定し、学校を通して通知します。
- (3) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヶ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (4) 試験成績については、本人に限り、合格発表後1ヶ月間、開示の請求を行うことができます。

6 勤務条件

- (1) 任用期間 別紙を「募集予定学校一覧」をご確認ください。
- (2) 勤務時間 1日の勤務時間は5時間（午前8時15分から午後4時30分までの間に
学校長が指定する時間から休憩時間を除き5時間）
- (3) 勤務日 月曜日から金曜日まで ※土日祝日、学校休業日（春休み・夏休み・冬休み等）は休み（ただし、学校行事等により勤務日となることがあります）
- (4) 給料 日額6,281円～6,501円（地域手当を含む）令和8年1月1日現在
※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や嘱託員、臨時の任用職員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて日額を決定します。
- (5) 諸手当 給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当（費用弁償）、期末勤勉手当（年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給）等が支給されます。
※期末手当は年間で給与の2.525ヶ月分、勤勉手当は年間で2.125ヶ月分。令和8年度見込み
- (6) 社会保険等 健康保険、厚生年金、介護保険、労災保険、雇用保険が適用されます。
- (7) 休暇制度 任用期間に応じて年次有給休暇を付与します。その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

7 その他

施設の敷地内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。